

令和5年度運営指導における指導事項について

1 個別サービスに関する事項

小規模多機能型居宅介護

○居宅サービス計画書の変更（医療系サービスを位置付ける際）に伴う主治医について

〔事例〕

当該居宅サービス計画の変更に伴い、新規に訪問看護が位置付けられている事例があったが、事前に主治の医師等から指示がない状況であり、居宅サービス計画を作成した後に、当該計画を主治の医師に交付することもしていなかった。

居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合にのみ行うこととなります。また、主治の医師等の意見により、医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を医師等に交付することが必要ですので、十分御注意ください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp